

議 事 録

1. 日 時 令和8年3月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 市民会館第1・2会議室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義 (途中出席)
13 番	荻野 俊明	14 番	荻野 啓司		

以上 14名

4. 欠席委員

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	

以上 5名

6. 事務局

松浦事務局長	岸本係長	泉係長	宮本事務職員
--------	------	-----	--------

以上 4名

7. 議 事

議事内容

議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第 9号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと
議案第10号 令和8年度最適化活動の目標の設定のこと
報告第 8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第 9号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第34回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

2 番 寺嶋 実 委員

3 番 中島 繁樹 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が3件、「報告」が2件です。
はじめに「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 議案を朗読説明する ー

山本議長： 今月は1件の申請がありました。
昨日の小委員会で、現地調査をしていますので、報告をお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第8号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 議案審議資料では、通作距離は1kmとありますが、調査地図の方を見ますと、購入する田のすぐ北側に買い主の家があります。実際にはそこに住んでおられないということですか。

事務局： 営農計画書の添付書類に住所地から1kmと記載されております。実際に住んでいるかどうかは、把握しておりません。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 地元の委員として申します。添付書類の距離が間違っています。0.1kmです。

山本議長： 以上でよろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他に、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第9号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 6番の契約期間が30年となっていますが、年数に限度はないのですか。

事務局： 契約期間の上限はありません。数年から今回のように30年間というようなものも起こりえます。基本的には10年間が目安となっていますが、実質は各市に委ねられていますので30年でも特に問題もないようです。

〇〇委員： 30年の契約をして、受け手が生きているのかどうか分からない。もし、死亡したらどうなりますか。

事務局： 賃借権になりますので自然消滅にはなりません。いったん解約していただいた上で、相続人と再契約になります。

〇〇委員： その旨を指導していますか。中間管理機構は10年くらいで契約してくださいと聞いていますが。

事務局： 実際、契約を結ぶにあたっては10年にしなさいとは指導していません。任意ということになります。

〇〇委員： 10年間を目途にしている意図を知りたい。

事務局： 地域計画でも10年後の姿をまとめています。よって大体10年を基準にしています。

〇〇委員： 市としては、中間管理機構が10年を目途にしていることを説明していますか。

事務局： 促進計画は農業振興課がとりまとめていますので、10年を目途にしてくださいということをお伝えしていると思います。

〇〇委員： 後々、いろんな問題が出てこないかと心配です。

事務局： 30年の契約期間に対して、農業委員会として市長に意見を言うことはできます。

〇〇委員： 農業振興課へ聞いてください。

松浦局長： 今回の意見照会とは別で、今後もこういうことがあり得ますので、長期の契約につきましては、受付の時点でどのように話をしているのかを農業振興課の方へ確認いたしまして、次回の農業委員会にて報告させていただきます。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 今のことに関連して、今回の受け手が8,000㎡の耕作をされていますけども、今回の土地は3,174㎡と大きな土地です。利用内容は畑として利用とありますが、具体的に確認していますか。

事務局： 確認の方させていただいて、後程回答させていただきます。

山本議長： わかりました。

〇〇委員： もう1点確認あります。出し手の方が死亡した場合、相続人と再契約は必要ですか。

事務局： 出し手の方が亡くなった場合も相続手続きが必要です。よって再契約が必要です。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： その出し手は3名ですね。そのうち1名が亡くなっても同じですか。

事務局： 出し手3名のうち1名が亡くなっても再契約が必要です。

〇〇委員： 契約は実印で申請するのですか。

事務局： 認印です。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： 所有者から、本人が署名して印を押しているから、問題なし。実印は求められていないから。

事務局： 補足させていただきます。まず6番ですね。受け手は○○さんですが、貸借期間が30年ということでご質問をいただきました。30年という期間は長いですが、本当に30年先何がどうなるかわからない。この受け手の方は35歳です。出し手と受け手の方それぞれ中間管理機構と契約するのですが、その審査で35歳という年齢を考えて30年というスパンでも十分やれるのではないかと判断をして中間管理機構が契約し、それを農業振興課（市長）が取りまとめて、議案として農業委員会の方に出してこられたのではないかと考えています。あともう1点、出し手受け手の相続があった場合ですが、中間管理機構との出し手、受け手、3者の契約ということになっていますので、どなたがお亡くなりになった場合でも相続人の方と改めて契約を結びなおすことになるかと考えています。

山本議長： 引き続き補足なのですが、このように10年、30年と記載されておりますが、受け手側の年齢の記載は難しいですか。

松浦局長： この農用地利用集積等促進計画案に、今回何点かご意見を頂戴いたしておりますので、記載事項を含めまして、もう少し分かりやすい情報提供をさせていただくように検討してまいります。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員

○○委員： 1番は更新ということですが、受け手は耕作0㎡となっています。これはどういうことですか。

事務局： 一旦契約が切れて、出し手に戻りましたので、0㎡になります。

山本議長： ○○委員、よろしいでしょうか。

○○委員： はい。

事務局： 先ほど○○番○○委員からご質問をいただきました件ですが、いちじくと野菜の作付けをするという申請をいただいております。

山本議長： わかりました。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、「異議なし」と回答したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第9号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案のとおり承認することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第10号 令和8年度最適化活動の目標の設定のこと」を、議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 本案については、来年度の活動目標を定めようとするものです。
これについて、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、令和8年度の活動目標を設定することにご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第10号 令和8年度最適化活動の目標の設定のこと」は、承認することに決定しました。

山本議長： 次に報告に移ります。「報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第8号」「報告第9号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。それぞれ、お手元の資料報告により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第34回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後 2時37分 終了)

※ 小委員会 令和8年3月23日(月) 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 池田委員 立花委員

・事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 寺 嶋 実

署 名 人 中 島 繁 樹